

計画事業に係る事後評価(初年度)

総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

地域の公共交通を活性化させ、活力ある地域とするため策定された連携計画に基づき、適切な事業を試行的に実施することにより、その問題点や新たな課題を検証し、継続可能な地域に根付いた事業となるよう見直し等も含めた必要な検討を行った。

計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

事業計画において、既存バス路線の再編、コミュニティバス実証運行、停留所等バス関連施設の改善、公共交通の利用促進のための取組などが計画されている。既存バス路線の再編については、御坊南海バスが路線の運行区間の見直しを行うと共に利用客の集中する早朝便の増便と最終便の時間繰り下げなど抜本的な再編を行い、平成20年10月から通学者に対する集中緩和や下校時のバスの確保などを実施している。コミュニティバスの実証運行は、路線バスの運行区間の見直しにより空白となった集落間を結ぶ区間で運行し、路線の見直しも行い、本町と隣接市を結ぶ幹線の路線バスと連携を図っている。停留所等バス関連施設の改善は、コミュニティバスと路線バスの乗り継ぎ施設(待合所)の整備や分かりやすいバス停に改修するもので、待合所を整備することにより今まで連携が取れていなかった民間路線バス間の連携も取れるなど利用促進対策と併せて整備を行った。

具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

事業評価については、コミュニティバスの各路線・各便の乗降状態(利用実態)を把握すると共に、地域住民や利用者からの意見等により効果など評価を行うとしていることから、各路線・各便の利用者数・乗降実態を毎日把握し、10月から12月までの利用者推移や住民意見などを基に2月に開催する協議会において事業評価を行う。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

路線バスの再編については、朝の便の増便により通学者の混雑が緩和され、乗車しにくかった高齢者の乗車も確認されると共に、最終便の時間繰り下げにより下校時のバスの確保もでき、目標としてのサービス向上は達成されていると判断される。また、コミュニティバスの実証運行については、使用車両を小型化したことにより、空白地であった集落にも運行可能となった結果、新たな利用者確保にもつながった。更に、バス間の乗り継ぎを良くするため乗り継ぎ拠点にバス停を集約するなど関連施設の改善を行ったことにより利用促進の目標達成に向けた適切な事業であると判断される。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

コミュニティバスの実証運行については、持続可能な運行とするためには利用促進のうえ収支率向上が不可欠な課題であると認識しているが、少子高齢化の進む地域で運行する当町のコミュニティバスは生活交通の確保としての意味合いが強く、これが課題のひとつである。また、住民や利用者から寄せられる意見(問題点)については、可能な範囲で早急に対応しているが、路線の変更や延長を伴うものもあり、活性化協議会で検討する中で地域の実情を踏まえ本格運行に向けて柔軟な対応ができる仕組みを確立することも課題である。尚、住民からは実証運行に係る批判的な意見はなく、住民自身も前向きに考えているものと認識している。

実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

コミュニティバスの実証運行において、当初考えていた通学・通院・買い物などの利用客が確認されており、車を運転しない人などに配慮した交通手段を確保するという目標はほぼ達成できているものと考えている。しかし、地域住民などから寄せられた意見(住民ニーズ)への対応、更に多くの住民に利用してもらうために、実証運行に係る一部路線の見直しも考えている。

2 事業の実施環境

当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成21年度におけるコミュニティバスの実証運行を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、日高川町からの財政支出によることで関係者の合意がなされており、日高川町の平成21年3月議会に平成21年度予算案を提出し、町議会において審議してもらうことになっている。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

コミュニティバスの実証運行を持続可能な公共交通とするには、地域住民の自主的・積極的な利用が不可欠であり、今後も利用促進に係る啓発等を推進していくこととしているが、住民から寄せられる意見に否定的なものはなく、事業を進めていく上で環境は整いつつあるものと考えている。

当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

総合事業(計画事業)によるコミュニティバスの実証運行終了後の本格運行ができるようにするためには、地域住民の自主的・積極的な利用が必要であると共に、地域の生活交通確保の観点から日高川町の積極的な財政支出も必要であり、今後検討を深める。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

協議会の審議事項について明確な定めはないものの、協議会規約に規定されている事業を進める上で必要な事項が審議事項であり、地域住民代表の委員で構成する幹事会において検討を重ねた上、協議会で審議することから体制は取れているものと考えている。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか
(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

法定協議会の構成員27名中、11名が地域区長会会長や民生児童委員協議会会長、町老人クラブ連合会代表など地域住民代表であると共に、地域住民が意見を寄せやすいように待合所に意見箱を設置するなど、住民の意見が反映されるような仕組みとなっている。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

計画事業は、法定協議会が策定した連携計画に基づき実施されており、計画策定段階において幹事会などで十分審議がなされた上、協議会において審議がなされており、計画実施に際して適切に協議会が開催されたものと考えている。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の議事の傍聴は、原則可能であり、適切に開示されている。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において策定された連携計画に基づき計画事業が実施され、その結果や内容分析から課題を見だし法定協議会において審議し適切な事業実施を図るが、高齢化の進んだ地域で運行する当町のコミュニティバスは生活交通の意味合いが強く、地域住民に必要不可欠なものであり、地域関係者の合意はなされていると言える。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。